

人材開発支援助成金を申請される事業主の皆様へ

人材開発支援助成金の適正支給にご協力ください

日頃より、職業安定行政の運営にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

今般、人材開発支援助成金の支給申請について、受講料等訓練経費が、他の講座と比べて、著しく**高額な訓練が、急激に増加**しています。

受講料を全額支払った後に、**一部でも返金が行われる場合**や、合理的な理由なく、受講料等訓練経費が、**著しく高額に設定されているものは、支給の対象となりません。返金の事実等を偽って、助成金の支給を受けた場合、不正受給**として、刑事告訴の対象となる場合があります。助成金の支給を受けた場合だけでなく、受けようとした場合も同様です。

つきましては、**以下の留意事項等をご確認の上、助成金の適正支給にご協力**ください。

<留意事項>

●訓練経費を全額支払った後に、実施済みの教育訓練に関する当該訓練経費の**一部でも返金**（申請事業主の負担額の実質的な減額となる返金の性質を有する金銭の支払いを含む）が行われた（**行われる予定を含む**）場合の経費は、全額支給対象となりません。

（例1）事業主が人材開発支援助成金を**受給した後**、訓練機関が**事業主に受講料を返金**する。

（例2）訓練機関が事業主に対して、**奨励金・広報費・紹介料等名称の如何を問わず、訓練経費の実質的な返金にあたる金銭の支払い**をする。

●対象となる経費であっても、受講料等が他の講座等と比べて**著しく高額に設定されている場合**（同一の訓練内容であるにも関わらず、**助成金の有無のみによって差額が生じさせている**など、助成金の趣旨に照らして合理的な理由がない場合その他受講料等に著しく差が生じていることに明白な理由がない場合等）の経費の差額は、支給対象となりません。

（例1）人材開発支援助成金を申請する事業主の受講料は20万円、**人材開発支援助成金を申請しない事業主の受講料**は10万円という**価格設定を行っている場合**、差額の10万円は支給対象外。

（例2）通常の見学料が20万円であって、事業主が申請した人材開発支援助成金が**不支給になった場合**、**訓練機関が事業主に受講料のうち10万円を返金する**という場合の差額の10万円は支給対象外。

<追加書類の提出について>

●適正に審査するために、提出された書類だけでなく、労働局から追加的に書類の提出を求めたり、原本を確認することがあります。

（例1）訓練経費について返還規定等がなかったか確認のため、訓練機関との契約書等の提出を求める。

（例2）訓練経費について返還が行われていないか確認のため、訓練経費を支払いした日の属する会計年度（場合によっては、前後の年度分も）の総勘定元帳の提出を求める。

（例3）支給申請時に確認申立書の提出を求める。（裏面参照）

<実地調査について>

●訓練実施日に訓練が行われているかどうかや、**関係帳簿類の確認調査を行うために、予告なく事業所の実地調査を行う**場合があります。調査にご協力いただけない場合は不支給となります。

●不正受給は、刑事告訴の対象となる場合があります。偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合、助成金は不支給、または支給を取り消します。すでに受給している場合は、不正受給の全額に加え、延滞金、不正受給額の20%に相当する額が請求されます。また、事業主名等が原則公表されます。

●申請代理人や訓練機関が不正受給に関与した場合や不正の事実を知っていて黙認した場合にも、申請代理人や訓練機関に返還の連帯債務が発生します。

お問合せ先：東京労働局 ハローワーク助成金事務センター

人への投資促進/事業展開等リスキリング支援コース ☎ 03-5332-6926
人材育成支援コース ☎ 03-6894-7072



東京労働局長 殿

人材開発支援助成金の支給申請にかかる確認申立書

人材開発支援助成金の支給申請（計画番号： ）を行うにあたり、次の1から5までの記載事項については、いずれも事実と相違ありません。

1. 訓練機関等との当該訓練に関係する一連の契約に関する書類（契約、覚書等）（以下、「契約書等」という。）については、現在東京労働局に提出している書類以外ありません。
2. 訓練機関等との契約書等には、助成金が支払われないことに伴う訓練経費の全部又は一部を返金する規定はありません。
3. 訓練機関等との契約書等により、支給申請日までに訓練経費の一部でも返金（申請事業主の負担額の実質的な減額となる性質を有する金銭の支払い）が行われた事実はありません。また、支給申請日以降に訓練経費の返金に相当するものが行われることもありません。
4. 人材開発支援助成金の支給申請後（支給決定後も含む。）、訓練機関等から訓練経費の返金があった場合、速やかに申し出ます（定額制サービスによる訓練について、訓練の実施期間中に支給申請した後、契約期間の終了日前に解約したことによる返金を含む。）。
5. 今後（支給決定後も含む。）、助成金の適正支給に関して、東京労働局が実施する調査に応じ、総勘定元帳を含む必要書類の提出依頼があった場合、人材開発支援助成金の支給決定後においても調査協力することに異存はありません。

事業主 所在地
名称
代表者役職名
氏名

代理人 所在地
または 名称
社会保険労務士 氏名
提出代行者
事務代理者

（該当に○）

記載にあたっての留意点

1. 「1」から「5」について該当しない項目がある場合、助成金の支給を受けることはできません。
2. 本確認申立書において事実と異なる申し立てを行った場合、助成金の支給を受けることはできません。また、故意に偽りの証明を行うことは不正受給に該当し、刑事告訴の対象となる場合があります。
3. 「訓練機関等」とは、訓練実施機関及び訓練実施機関に代わって訓練にかかる費用の返金（申請事業主の負担額の実質的な減額となる性質を有する金銭の支払いを含む。）を行う機関等の全てを指します。
4. 「5」については、支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）及び人材開発支援助成金 事前確認書（様式第11号）においても確認をおこなっていますが、本確認申立書においても重ねて確認を行うものです。

代理人等が支給申請等に係る手続きを代理する場合であっても、必ず申請事業主自身が内容をご確認いただき、確認した年月日と事業主欄をご記載ください。